

# 教員免許更新制における音楽講習の現状と課題

—講習のテーマ分析と受講生に対するアンケートの結果を中心に—

板野晴子\*

## はじめに

文部科学省が提示した教員免許更新制により、平成21年度から全国で教員免許更新講習（以下、更新講習）が実施されている。この教育改革に関しての在り方について検討し改革を促す提言や制度そのものに対する賛否論、効果の議論などが多くなされてきた。しかし新たに始まった更新講習は、平成22年9月現在においても政権交代後の不安定さが拡大した影響で、今後の在りようについては不透明なままである。平成21年度と22年度の認定大学状況からも2年目は開講しない大学と、新たに開講する大学が混在し、受け入れ側の大学の対応がまちまちであるという現状が見られる。この状況を踏まえて、筆者の勤務大学でも2年目の更新講習の開講を見合わせる結果となった。

海外においては、教員評価が給与と結びついているイギリス、専門の視学官をおくフランス、評価することより助言することに重きをおいているドイツ、上位資格の取得継続のために5年に1回の研修受講義務があるロシア連邦など、これらの諸国の教員免許は終身有効である。また、アメリカ合衆国では同僚教員が評価する制度を取り入れており、終身雇用かどうかは州により対応が異なる。（八尾坂、2005）<sup>1)</sup>日本では新たに教員免許状の更新制が導入され、一律10年間の有効期限が定められた。教師は10年ごとに更新講習に参加する。受講後、あらかじめ設定された修了目標に達していれば更新が認められ、要件を満たさなかった場合には免許状は失効する。文部科学省は更新制は不適格教員を排除するためのものではないことを明言しているが、このような状況から、現場の教員の負担感がか

なりなものとする予想することができる。

筆者は免許更新制度が執行された平成21年度に「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」の講習を担当した。準備講習や更新講習の振り返りの中に音楽に関する視点からの研究は見当たらない。政府や受け入れ側の大学は不透明な状況であるが、筆者が担当した更新講習は初年度であったことに鑑みても、現行を継続するか新制度となるかの移行の時期に、初年度の結果から考察することは有意義なことであろう。

## 1. 研究の目的

本研究では更新講習の音楽に関する各テーマに着目し、開設されたテーマと文部科学省の示す更新講習の目的との関連性を考察する。さらに、更新講習のテーマ設定が、新学習指導要領の音楽の内容や受講者の実態とニーズに反映されうるものであったのかを検討し、音楽に関する更新講習の内容はどのようなものが望ましいのかを明確にすることを目的とする。

## 2. 研究の方法

免許更新講習は年に12回開講されている。本研究では初年度の前半6回までの講習講座から音楽教育に関するテーマを抽出し、その内容の傾向を明らかにする。平成21年の関東近県の茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県の実習講座を文部科学省がまとめたデータを参考にする。（文部科学省、2010）<sup>2)</sup> それにより、更新講習において音楽の専門性がどのように扱われているのかを明らかにすることができると思われる。また、音楽の教科指導に関わる更新講習の内容と、新学習指導要領の内容との関連性についても

\* 立正大学社会福祉学部人間福祉学科

キーワード：教員免許更新制、音楽、講習

考察する。

さらに、同年（平成21年）に筆者が勤務校にて担当した更新講習の実践報告と、受講生へのアンケートの記述をもとに彼らの意識や実態を把握し、受講生や現場の教員の需要を明確にしてゆく。

### 3. 更新講習の現状

#### 3-1 平成21年度以降の免許更新制の動向

平成21年の政局の交代により、初年度から免許更新制の実施方法や内容の見直しが行われている。「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」という目的を持った免許状更新講習の内容に、音楽に関わるのは、文部科学省による「教員免許更新制の概要」の中に謳われている4) 免許状更新講習の内容 ②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項——の部分である。具体的には、「学校種・教科種などに応じた内容を扱うものです。各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱います」とある。初年度に開講された更新講習の講座が、この目的と内容に沿ったものであったのか、次の資料から検討したい。

#### 3-2 更新講習テーマについて

全国の大学・教育委員会などの開設者によって設定された各講習のテーマや概要等は、文部科学省がホームページ等を通して適宜公表している。ここでは平成22年9月までに公開されていた平成21年度第1回から第6回までの認定講座のテーマに限定し、検討する。更新講習の講座のテーマはそれぞれの開設者の計画に任せられている。関東近県の茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県から、②の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に該当する講座から音楽教育に関する講座のテーマを挙げた。本稿では開設者・大学名は表示しない。

(表1) [第1回認定講座]

「幼児教育の充実に関する課題」
「発声法の基礎と展開」
「中学校歌唱教材の伴奏法」
「ソルフェージュ力を磨こう！」
「やさしい作曲実技」
「音楽授業の充実は学校づくりの要」
「教育内容・方法の充実（教員の資質の向上をめざして、音楽リズム遊び、身体表現）」
「幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導」
「音楽に惹かれる心を育てる！オペラを使った音楽科の教材開発」
「器楽実技と合奏—リコーダー、篠笛、2台ピアノ」
「豊かな音楽性を育む歌唱活動の再考」

(表2) [第2回認定講座]

「ハンドベル」
「歌唱指導と音楽づくり」
「歌唱表現を中心とした音楽の指導」
「ピアノ演奏法～初見演奏を中心に～」
「民族音楽学」
「音楽科授業づくりのアイデア」
「ヴァイオリンを学ぼう」
「フルートの演奏法と指導法」
「声楽演習 発声の基礎」
「楽譜の秘密を探る」
「管楽器・打楽器の基礎知識と呼吸法」
「体育・音楽による身体と感性の育成」
「心の健康と音楽の関わり方（発達障害の児童生徒に関して）」
「自己表現力を育む指導力の向上 [発声法を中心とした音楽指導]」
「感性を育み、人間性豊かな児童・生徒の育成（読譜教育と創作、合唱指導の基礎）」
「打楽器指導法（打楽器の奏法と音楽づくり [創作]）」
「民謡歌唱法」
「感性指導法&合奏指導法」
「即興的表現遊びの指導法（リトミック）」

(表3) [第3回認定講座]

「中等音楽科の楽しい音楽授業づくり実践」
「クラシック音楽の魅力」
「発声法と歌唱」
「合唱曲のアナリーゼ（楽曲分析）」
「ピアノで名曲を弾こう」
「声楽曲の演奏の要点と実践」
「音楽の本質と音楽教育の歴史」
「童謡唱歌と教育教材」
「歌舞伎の音楽」
「ピアノ演奏法」
「音楽学習と子どもの発達」
「発声法の基礎」
「ブラスバンド指導」
「邦楽の魅力（和楽器）」
「現代音楽を聴く」
「邦楽器を含む器楽のアイデア」
「幼稚園教諭対象に特化した内容『表現』」
「合奏と創作」
「より感性豊かな歌唱表現を養うために」
「音楽の基礎（歌唱及び合唱）」
「音楽科における音楽内容の多様化と基礎・基本」
「オペレッタ・リトミック・うたのスキルアップ」

(表4) [第4回認定講座]

「ボイストレーニング」
「子どもの表現と教育」
「小学校教科書教材を使用した発声・ソルフェージュ・伴奏・合唱」
「中・高の歌唱，器楽，鑑賞の高度で専門的な指導法」
「『知られざる音楽』の鑑賞」
「オペラとオペラ劇場」
「音楽療法」
「幼児の表現活動（音・図・体）」

(表5) [第5回認定講座]

「音楽指導法および幼児造形表現の発達と指導法」
「領域『表現』のための音楽講座（歌唱表現と器楽実技）」
「体育遊び，リズム遊びの理解と実践」
「保育における『表現』の問い直し」

(表6) [第6回認定講座]

「子どもの表現とその指導法（リズムや動きを作り出す）」
「幼稚園の役割を広め深める（音楽遊び）」

文部科学省の挙げた更新講習の内容について、「学校種・教科種などに応じた内容を扱うものです。各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱います」文中に筆者が下線を付加した部分を検討の観点とする。さらに、これらの内容を具現化するために、新学習指導要領「音楽」の内容に即したのもも取り扱うことが望ましいと考えた。教科「音楽」の目標及び内容（小学校第1学年及び第2学年）を確認すると「A 表現」の内容は(1)歌唱、(2)器楽、(3)音楽づくりの三項目ごとに構成されている。また、「A 表現」と「B 鑑賞」に共通事項が新たに付加されている。幼稚園教育要領の領域「表現」では豊かな感性を育むために、感じとることと表現する過程を大切にすることが新たに加わった。これらに鑑みて、新学習指導要領に関わるかについても加え、4つの観点から1)から6)の表に挙げたテーマを検討する。

#### a. 学校種・教科種などに応じた内容の取扱いについて

中等科教育に関わる講座の割合が高く、初等科教育に関わる講座が低い。専門性の高い技術を要求される講座では幼稚園・小学校・特別支援学校のような全科を担当する教員の受講は困難であろうと思われる。わが国の教育現場の階梯の教員の比率を考えると、幼・小・中・高の各階梯では小学校の教員が音楽に関わる割合が高い。このことから小学校・特別支援学校の全科担当者を対象にした内容の講座が増えることが望ましいといえる。

#### b. 教科「音楽」の指導法を中心とした内容の取扱いについて

指導法を扱った講座は少ない。むしろ教員の声楽や楽器の演奏技術を高めるための演奏法に特化した講座が多く見受けられる。演奏技術であっても一種類の楽器に限定するより、音楽授業に必要とされる幅広い器楽の指導を念頭においたテーマ設定が考慮されるべきであろう。

### c. 教科の指導法の背景となる専門的内容の取扱いについて

指導法の講座が少ないことは3-2-bにおいて明らかになった。その中でも指導法の背景となる要素としてリトミックを取り入れている講座が見られる。リトミックについては文部科学省の高須「教科調査官が「体を動かす活動を音楽学習そのものにする」ことに成功している例としてリトミック等の方法が挙げられる。今後、このような実践的取組が蓄積され広く理解を得ていくことによって、この項目の本当の理解が得られる」（高須，2009）<sup>3)</sup>と述べており、音楽教育の場においても活用されつつあることが講座テーマからも読みとることができる。中には「教科の指導となるべき背景となる専門の内容」を明らかに超えていると思われる内容を持っているものも散見される。更新講習担当者は先ず「楽器ありき」の演奏指導法や、高い専門性が要求される内容のみではなく、現場の音楽授業を想定した講習の設定に配慮する必要もあろう。「教科の指導法の背景」は諸々あろうが、その中には学習指導要領も含まれると思われる。最新の知識という観点から新学習指導要領の内容についての検討はd. に後述する。

### d. 新学習指導要領に即した内容の取扱いについて

①教育の最新事情に関する事項——の講習のみならず、②の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」の講習内でも音楽に関する立場から新学習指導要領を念頭におくことは必要である。なぜなら、更新講習のねらいの一つに「最新の知識技能を身につけること」が挙げられているからである。幼稚園教育要領の表現では「豊かな感性」に重点をおき、お互いの表現を認め合う活動を謳っている。テーマの中にはいくつか「感性」に関わる講座が見られた。これら他に今後も積極的に取り上げることが望ましいと考えられる課題について挙げる。

- ・小学校に新たに付加された「変声期」に関わる指導法
- ・音楽と他教科との関連を積極的に図る試みの検討
- ・幼稚園と小学校の連携強化に音楽の立場で寄与できる部分があるかの検討
- ・民族音楽、邦楽の他に、ジャズ、ロックミュージックに関するもの
- ・沖縄以外の民謡に関するもの

- ・DTM（コンピューターミュージック）に関するもの
  - ・わらべうたに関するもの
  - ・創作に関する音素材を探るための手作り楽器等の制作や活用法
  - ・教科教育法に関する内容
  - ・共通事項の扱いについて
- などである。認定第1回目から第6回までの内容では新学習指導要領に関する内容を全て網羅することは不可能ではあるが、更新講習の取り組みとしても、上記の課題を意識的・積極的に取り上げていくことも重要であろう。

## 4. 更新講習の実践例

### 4-1 立正大学における受講生の実態

立正大学では受講生申し込みの際に事前アンケートを実施した。以下は本講習の受講者31名の回答である。

#### 「課題意識調査」

（表7）

- |  |
|--|
| <p>設問① 日頃の教育活動で、問題や課題と思っていることは何ですか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・忙しすぎる。仕事の精選をしていく必要がある（同意見2）</li> <li>・免許状更新をする意味、意義とは何か。現場に任せきりの方法だ</li> <li>・教材研究の時間がとれない（同意見2）</li> <li>・雑務に追われている</li> <li>・表現活動が苦手だ</li> <li>・生徒の人格や家庭、社会的な問題の急激な変化に戸惑いを感じる（同意見10）</li> <li>・生徒への対応を教員間で確認していくことの難しさを感じている</li> <li>・教師も心を病みつつある</li> <li>・児童の個人差への対応の仕方が難しい（同意見2）</li> <li>・今までの指導法が通じにくくなっている</li> <li>・想像力の育て方が課題である</li> <li>・あまりに言葉が乱れている。言葉に対する家庭学習も必要だ（同意見2）</li> <li>・全般に学習意欲が低下し、自己表現を苦手とする生徒が多い（同意見4）</li> <li>・学力の向上。学力とは何かを明確化する必要がある</li> <li>・作品制作のバリエーションが欲しい</li> <li>・無回答（複数）</li> </ul> |
|--|

(表8)

設問② 本講習で学びたいこと、希望する内容を具体的に記入ください
・他教科ではあるが、表現を授業に活かせるかやってみたい
・いかにして子どもと接するか
・表現の引き出し方、指導法、表現活動の大切さを学びたい (同意見9)
・音楽を楽しむことが人間の本能として全ての子どもたちに備わっているのかどうか
・感性への新しい風を吹き込んでもらいたい、最新事情に関して知りたい (同意見2)
・心身の発達、人格の形成、感性の発達に関して知りたい (同意見6)
・教員を続けていると世間からずれていく、一般企業の研修と同じような研修を受けたい
・様々な問題を抱えた児童や保護者への対応について学びたい
・他の階梯の指導について知りたい
・音楽の身体表現や歌、リトミックなど学校でできる実践を学びたい (同意見4)
・無回答 (複数)

上記のように自由記述で受講生の問題意識を尋ねたところ、学校や地域が直面している課題、受講生自身が感じている問題意識など、実に多岐にわたることがわかった。筆者自身も高等学校の教員として12年間学校教育に携わった経験から、現場の状況は充分理解できる。日々子どもや生徒を目の前にして、自身の専門とする音楽授業、校務、クラス指導、生徒指導やその家族の対応、クラブ指導、地域の活動、諸々の仕事に追われ、十分な教材研究の時間をとることも困難な実状がある。このような環境の中で自らの指導力を向上させるためには、自身の専門的技術の構築よりも授業や指導に直結する内容が求められていることが回答からも読みとれる。

このアンケート調査によって受講者の構成も明らかになった。本講習の受講希望者の内訳は表の通りである。

(表9) 本講習受講者の階梯・教科 (事前アンケート結果)

教職の階梯種	担当教科	人数(名)	階梯の割合(%)	教科の割合(%)
幼稚園	全ての領域	1	3.22	3.22
小学校	全 科	15	48.38	48.38
中学校	音 楽	1	19.35	3.22
〃	技術・理科	1		3.22
〃	家 庭	1		3.22
〃	英 語	3		9.67
高等学校	保健体育	1	16.12	3.22
〃	地 歴	1		3.22
〃	英 語	3		9.67
特別支援学校	自立活動・全科	4	12.90	12.90
計 (%の小数点3桁は切捨表示)		31		

本講習の受講生は必ずしも音楽を専門とする教員ではないことが判る。実際に音楽を専門とする教員は中学校の教員が1名、その他の受講生は全科または他教科の教員で構成されていた。また、2009年度が初年度であるということから、学校運営に関わるベテランの教員、教務を担う教員など殆どが中堅以上の教員であった。

#### 4-2 立正大学における講習実践報告

次に筆者が担当した更新講習の講座の概要を報告する。平成21年度第4回認定講習として行った。担当者：社会福祉学部 教員 (造形) および筆者 (音楽教育)

##### 〈講習の名称〉

「子どもの表現と教育—音楽の身体表現と教育実践の検討—」

##### 〈講習の概要〉

「乳幼児期から成人期までの人間の感性発達と、造形表現および音楽表現活動との関連性について講義。その際、子ども自らが人格を如何に発達させていくかに焦点をあてる。心身の発達に即した美術教育、音楽教育の在り方について実践的に学ぶ」

##### 〈受講対象者〉

「全ての学校種」

##### 〈講習の実際〉

##### 1) 音楽の授業体験についての話し合い

他教科・他階梯の教員混合のグループによる意見交換では、下記のような経験談が出た。

(表10)

- ・試験ではクラスの前で一人一人歌わされ、緊張して恥しかった
- ・何年たってもドレミが読めないままである
- ・鑑賞の時間が眠かった
- ・クラスの合唱がまとまらなくて大変だった
- ・リコーダーが楽しかった
- ・合唱祭では指揮者として活躍できた

受講生の大半が50代であることから、ここで出された感想は今から40年ほど前に受けた授業の体験に対するものである。権威的な授業や試験のありかたの見直し、ソルフェージュ学習の未消化、鑑賞の授業の工夫、学校の取り組みや生徒指導に合唱を活用する実践例、種々の楽器による合奏の学習、生徒間の音楽学習経験の差異など、これらの課題は更新講習以前から各自治体における教科研修等で取り組み検討されてきたものと思われるが、自ら体験したこれらの振り返りの蓄積から今後の教員自身の授業計画に活用される部分は多い。

2) 新教育指導要領の教科「音楽」の改訂について  
本講習では新たに出現した表現と鑑賞の「共通事項」についての講義をした。表現する過程を大切にしてお互いに聴きあう授業の実践例として、リトミックを活用した即時的な活動を行う中で、基礎リズム、音名、形式などを学習する方法を紹介した。

### 3) 音楽の理解と表現の実践

- ①それぞれの基礎リズムを楽器で担当し、指揮者に合わせて合奏する
  - ②一人ずつドレミファソのそれぞれの音を担当し、グループで創ったメロディを指揮者に合わせて歌う
- 本講習は1) 2) 3) の項目に沿って進めた。1) と2) の理解を3) で表現することは、自己の理解の振り返りと、他者の表現の気づきとなる。グループまたは全員で一つの音楽を創っていく体験を通して、共同する喜びを感じたりできるよう留意した。基礎リズムやハ長調による音階を使用した創作の活動では、音のつながり方を試しながら短い旋律を創ることにより、音を音楽へと構成していく体験であった。創作の前段階ではグループ内で作品を検討していたが、後半の発表練習ではお互いのグループの様子に刺激され、各グループの趣向が盛り込まれた作品を作り上げていた。

身体表現による演奏として完成させた曲を発表し、共感を得たり、アイデアを評価しあった。これらが受講された教員の方々の授業づくりの一助となったのであれば幸いである。

## 5. 考察

平成21年度に行われた更新講習から、音楽講習の内容を文部科学省の述べる内容と検討したが、初等科教育もしくは全階梯を対象とした内容、音楽の指導法を中心とした内容、教科の指導法の背景となる専門的内容、いずれもこれらを扱う講習は充分であるとは言いがたい。さらに、更新講習を教育の最新事情に触れる機会と考えれば、新学習指導要領の内容も採り入れることが望ましいと思われるが、実際に講習内容で取り扱われていた例も多くはなかった。今後の更新講習において音楽講習に積極的に採り入れることが望ましいいくつかの課題を提示した。

文部科学省が更新講習の内容として示唆しているのは、「専門的技術」ではなく指導法の背景となる「専門的内容」である、ということの再確認が必要である。受講生には専門性に傾斜した内容よりも教科の指導法についての内容が求められているのではないだろうか。このことは筆者が担当した更新講習のアンケートの結果からも裏付けることができる。

## おわりに

本研究を通して、受講生の現状は更新講習担当者が想定する内容に必ずしも当てはまるものではないことが明らかになった。更新講習においては授業の背景となる専門的内容をとりあげる必要があることを述べた。今後も受講生の求める講習の在り方と、音楽講習の担当者が求める講習の在り方を問うこの種の検証を繰り返すことで、更新講習の主旨に沿った音楽講習がさらに積み重ねられることを問題提起して終する。

### 注および参考文献

- 1) 八尾坂 修, (2005)『教員人事評価と職能開発』風間書房, pp.13-121
- 2) 文部科学省ホームページ, [www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp) 「平成21年度免許法認定講習・公開講座」
- 3) 高須 一, (2009)「新小学校学習指導要領を読み解く(三)」『音楽鑑賞教育』2月号 音楽鑑賞教育振興会, pp.37-38

(2011年1月30日受理)